

国立大学法人新潟大学業務方法書

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 出資の方法に関する基本的事項（第3条・第4条）

第3章 業務委託の基準（第5条・第6条）

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第7条・第8条）

第5章 雑則（第9条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第8条に規定する事項について、国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」という。）の業務の方法を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 新潟大学は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、その業務の公正かつ効率的な運営を期するものとする。

第2章 出資の方法に関する基本的事項

（出資）

第3条 新潟大学は、技術に関する研究の成果の活用を促進することが十分に期待できる場合、国立大学法人法第22条第1項第6号及び同施行令第3条の規定に基づき、研究の成果の活用を促進する事業を実施する者に出資することができる。

第4条 新潟大学は、出資に関し、国立大学法人法第22条第2項に規定する認可を申請しようとするときは、経営協議会の審議を経た上で役員会の議を経るものとする。

2 前項の経営協議会及び役員会については、議事録を作成し、出資の認可の申請に係る議事の内容を明瞭に記載するものとする。

第3章 業務委託の基準

（業務委託）

第5条 新潟大学は、自ら実施することが効率的でないとする業務の実施を他に委託することができる。

(業務委託契約)

第6条 新潟大学は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項
(契約方法)

第7条 新潟大学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

(外部資金)

第8条 新潟大学は、国立大学法人新潟大学基本規則第3条に規定する目的に資するため、寄附金、民間機関等との共同研究、受託研究及びその他の外部資金を受け入れることができる。

第5章 雑則
(業務執行に関する規程の制定等)

第9条 法令及び業務方法書に定めるものを除くほか、新潟大学の業務の執行に関して必要な事項は、新潟大学長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成18年3月8日から適用する。